

令和7年

岩手県教育委員会定例会

11月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和7年11月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和7年11月17日（月）午後1時30分

第1 会期決定の件

第2 事務報告1 令和7年9月県議会定例会の概要について (教育企画室)

第3 議案第20号 岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命に関し議決を求めるについて (教育企画室)

第4 議案第21号 岩手県いじめ問題対策委員会委員の任命に関し議決を求めるについて (学校教育室)

第5 議案第22号 岩手県立博物館協議会委員の任命に関し議決を求めるについて (生涯学習文化財課)

第6 議案第23号 公立小学校長の人事に関し議決を求めるについて (教職員課)

第7 議案第24号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めるについて (服務管理監)

閉会

事務報告 1

令和 7 年 9 月 県議会定例会の概要について

令和 7 年 9 月 県議会定例会が開催されましたので、概要について別紙のとおり報告します。

令和 7 年 11 月 17 日

令和7年9月県議会定例会の概要について

9月県議会定例会の概要は、次のとおりであった。

1 日 程

9月25日（木）	本会議（招集、議案等の提案）
10月1日（水）～3日（金）	本会議（一般質問、質疑、委員会付託）
10月6日（月）	常任委員会
10月10日（金）	本会議（常任委員会委員長報告、議案等の提案、質疑、討論、採決、議案等の提案、採決）
10月14日（火）、15日（水）	決算特別委員会（総括質疑）
10月15日（水）～23日（木）	決算特別委員会（教育委員会審査：10月17日（金））
10月24日（金）	本会議（決算特別委員会委員長報告、採決）

2 一般質問

(1) 会派別一般質問議員数（9人）

自由民主党	3人	いわて県民クラブ・無所属の会	1人
希望いわて	3人	日本共産党	1人
いわて新政会	1人		

(2) 一般質問（教育委員会関係：8人）

次の議員から質問があり、知事及び教育長が答弁した。

● 千葉 盛 議員 5件

ア 教育政策について

- (ア) 大船渡東高校「食物文化科」の存続について
- (イ) 高田高校「海洋システム科」の存続について
- (ウ) 住田高校の存続と施設改修について

(エ) 気仙地域の県立高校への「医学部進学課程」設置について

(オ) 障がい児者の卒業後の支援体制について

● 高橋 はじめ 議員 2件

- ア 終戦80年及び大東亜戦争に対する認識について
- (ア) 義務教育における大東亜戦争の学びについて

- a 義務教育における大東亜戦争の学びについて
- b 日本神話の学びについて
- 村上 貢一 議員 1件
 - ア 教育施策について
- 佐々木 宣和 議員 4件
 - ア 県立高校について
 - (ア) 県立高校の歴史的役割と産業振興との連携について
 - (イ) 高校の魅力化と生徒との進路希望実現に向けたマッチング精度向上について
 - (ウ) 通学支援と寮整備などハード面の対応について
 - イ 神楽のユネスコ無形文化遺産への拡張登録について
- 郷右近 浩 議員 3件
 - ア 農業人材の育成について
 - (ア) 「農業高専」の設置について
 - イ 教育環境の整備について
 - (ア) 教室へのエアコン設置について
 - (イ) 避難所機能の強化について

3 文教委員会【10月6日（月）】

(1) 議案の審議

- ア 議案第1号「令和7年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条 第2項 第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第10款 教育費、第2条 第2表 債務負担行為補正中 1追加中 4」及び議案第23号「損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに關し議決を求ることについて」、教育企画室長及び保健体育課総括課長から提案理由の説明を行った。
- (ア) 質問等
 - 齊藤信委員から盛岡一高事案に係る調査検証委員会について質問があり、関係室課長が答弁した。
- (イ) 採決
 - 原案どおり可決された。

- はぎの 幸弘 議員 3件
 - ア 児童生徒の教育環境について
 - (ア) 特色入試の検証について
 - (イ) 高校授業料の無償化について
 - (ウ) 不登校児童生徒への支援について
- 畠山 茂 議員 4件
 - ア 第3期県立高等学校再編計画について
 - (ア) 県立高校再編計画の推進について
 - (イ) 水産高校の一本化について
 - (ウ) 県立高校と私立高校の在り方について
 - (エ) 定時制・通信制高校の充実について
- 齊藤 信 議員 3件
 - ア 県立南昌みらい高校の新体育館整備問題について
 - (ア) 工事中止になった経過と理由について
 - (イ) 町議会の請願不採択を踏まえた対応方針について
 - (ウ) 損害賠償請求について

イ 議案第17号「岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例」について、高校改革課長から提案理由の説明を行った。

(ア) 質問等

斎藤信委員から普通科を廃止した理由、普通科と地域探求科の違いについて質問があり、関係室課長が答弁した。

(イ) 採決

原案どおり可決された。

(2) 請願の審議

ア 請願第67号「「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書提出を求める請願」について、義務教育課長から提案理由の説明を行った。

(ア) 質問等

小西和子委員及び斎藤信委員からカリキュラム・オーバーロードをどのように考えているか、子どもたちの実態について質問があり、教育長及び関係室課長が答弁した。

(イ) 採決

請願は採択された。

イ 請願第68号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充を求める請願」について、教職員課総括課長兼服務管理監から提案理由の説明を行った。

(ア) 質問等

斎藤信委員から加配配置基準、小学校での加配実績等について質問があり、教育長及び関係室課長が答弁した。

(イ) 採決

請願は採択された。

ウ 請願第69号「給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書の提出を求める請願」について、保健体育課総括課長から提案理由の説明を行った。

(ア) 質問等

小西和子委員及び斎藤信委員から食育の取組、不登校支援へのスキーム等について質問があり、関係室課長等が答弁した。

(イ) 採決

継続審査とされた。

(3) その他（この際発言）

ア 「岩手県立盛岡地区統合新設校体育馆新築工事に係る進捗状況について」、教育企画室長から報告を行った。

(ア) 質問等

菅原亮太委員、斎藤信委員及び小林正信委員から、矢巾町との協議内容、工事請負業者との損害賠償に係る協議状況、地域住民に対する説明等について質問があり、教育長及び関係室課長が答弁した。

イ 上記の他、佐々木朋和委員、小西和子委員、菅原亮太委員及び斎藤信委員からいわて留学の実績、金ヶ崎高校と水沢高校の統合、教職員の欠員状況、不登校対策等について質問があり、教育長及び関係室課長が答弁した。

4 決算特別委員会の審議

(1) 総括質疑【10月14日（火）、15日（水）】（教育委員会関係：6人）

次の委員から質問があり、知事及び教育長が答弁した。

● 小西 和子 委員 9件

ア 震災からの復興について

(ア) 被災地の子どもたちの心のケアについて

(イ) 被災地の子どもたちの学習支援等について

イ ゆたかな教育について

(ア) 岩手の教育について

(イ) 東日本大震災津波からの復旧・復興について

(ウ) 子どもたちの現状と教職員について

(エ) 少人数教育について

(オ) 人員増を求める現場の訴えについて

(カ) 業務削減について

(キ) 県学習定着度状況調査の廃止について

● 中平 均 委員 1件

ア 人口減少への対応について

(ア) 少子化を起因とした県立高校の再編について

● 工藤 剛 委員 2件

ア 県立高校のあり方について

(ア) 高校存続のための市町村負担について

(イ) 第3期県立高等学校再編計画について

● 高田 一郎 委員 2件

ア 热中症対策について

(ア) 教育現場での热中症対策について

(イ) 学校体育馆や調理室等への空調設備の導入について

● 小林 正信 委員 3件

ア 英語教育、高校の国際化について

(ア) 令和6年度の英語教育の取組について

(イ) 英語力向上に向けた先進的な取組について

イ 書店活性化について

● 田中 辰也 委員 3件

ア 少子化時代の高等学校教育について

(ア) 岩手型の新たな高等学校教育のスタイルについて

(イ) 中高一貫教育について

- a 成果について
- b 定員超過への対応について

(2) 教育委員会審査【10月17日（金）】

令和6年度決算について教育長から説明を行い、次の委員から質問があり、教育長及び関係室課長等が答弁した。

● 神崎 浩之 委員 4件

- ア 高校再編を進めるにあたり県として「寮」の整備についてどう
考えているか
 - (ア) 高等学校における寮の整備状況
 - a 私立における寮の整備状況について
 - b 公立における寮の整備状況について
 - (イ) 寮整備の考え方について
- イ 「柳之御所遺跡」史跡整備計画の課題について

● 岩渕 誠 委員 6件

- ア 校舎整備、改修について
- イ 専門高校、専門学科の現状について
 - (ア) 定員割れの現状について
 - (イ) 専門高校、普通科併置校の今後について
 - (ウ) 一関工業、水沢工業の統合延期に係る諸課題について
- ウ 指定避難所の環境について
 - (ア) 教育施設の避難所指定状況について
 - (イ) 冷暖房設置状況について

● 中平 均 委員 3件

- ア 県立高校の再編について
 - (ア) 久慈翔北の評価と期待について
 - (イ) 水産と調理師養成施設の学びの集約に対する地域の意見につ

● 飯澤 匡 委員 4件

- ア 第3期県立高等学校再編計画について
 - (ア) 一関工業、水沢工業の統合延期に係る諸問題について
 - a 統合への見通しと自治体との共通認識の醸成について
 - b 統合校の立地決定のプロセスについて
 - (イ) 大東高校におけるR9情報ビジネス科の募集停止について
 - a 大東高校の未来像及び地域への影響について
 - b 地域検討会議における指摘の反映について

● 福井 せいじ 委員 3件

- ア 県立高等学校の運営について
 - (ア) 乖離拡大解消の取組について
- イ 児童生徒の学力について
 - (ア) 児童生徒の学力に係る分析について
 - (イ) 学力向上に向けた取組について

● 菅野 ひろのり 委員 8件

- ア 専門高校の今後の配置に関する考え方について
- イ 胆江圏域の課題と配置について
 - (ア) 胆江地域の高校配置の課題と転出分析について
 - a 高校配置の現状と課題について

- b 転出の分析について
 - (イ) 胆江地区の高校再編について
 - a 水沢高校の進学実績及び学力について
 - b 金ヶ崎高校廃止の理由について
 - ウ 個別高校に関する質問について
 - (ア) 岩谷堂高校（総合学科）の評価について
 - (イ) 専門高校（農業分野）の必要性について
 - (ウ) 岩谷堂高校再編の判断時期について
- 吉田 敬子 委員 4件
 - ア 美術館・博物館について
 - (ア) 県文化振興事業団創立40周年記念講演会について
 - (イ) 域外への取組や連携について
 - (ウ) 子ども達の居場所支援について
 - (エ) 美術館・博物館の課題と今後の方針について
- 工藤 剛 委員 2件
 - ア 県立高校のあり方について
 - (ア) 県立高校の存続について
 - (イ) 第3期県立高校再編計画について
- 白澤 勉 委員 7件
 - ア 南昌みらい高校体育館
 - (ア) 共創プロジェクトの現状認識について
 - (イ) これまでに要した費用・決算について
 - (ウ) 賠償請求の状況と今後の対応について
 - (エ) バス移動費用と将来見込みについて
 - (オ) 生徒の声、転校や入学影響について
 - (カ) 今後の建設計画について
 - (キ) 矢巾町の対応と住民への説明について
- 大久保 隆規 委員 2件
 - ア 県立美術館について
 - (ア) 令和6年度の入館者数について
 - (イ) レストランの取組について
- 佐々木 宣和 委員 6件
 - ア 県立高校再編における理念と現場整備の整合性について
 - イ 高校魅力化と生徒の進路選択への影響について
 - ウ 通学支援・寮整備と校舎統合による負担変化について
 - エ 宮古商工・水産校舎整備事業における入札不調の要因と対応について
 - オ 整備スケジュールと早期化に向けた方針について
 - カ 再編計画全体の進行管理と地域説明のあり方について
- 畠山 茂 委員 11件
 - ア 県立宮古商工と宮古水産高校の新校舎建設について
 - (ア) 入札不調の要因について
 - (イ) 生徒達への影響について
 - (ウ) 今後の動きと供用開始予定について
 - イ 学校施設での障がい児への環境整備の状況について
 - (ア) 環境整備の改修実績について
 - (イ) 市町村への支援制度について
 - (ウ) 学校現場におけるバリアフリーの取組について
 - ウ 遠隔教育について
 - エ 中学校部活動の地域移行支援について
 - オ いじめ・不登校対策について
 - (ア) 上半期の現状と対策について
 - (イ) 教育支援センター及び校内教育支援センターの設置状況について

(ウ) 居場所づくりと学習支援の取組について

● はぎの 幸弘 委員 6件

ア 高校無償化への対応状況について

(ア) 制度設計の進捗状況について

(イ) 生徒や保護者への説明について

(ウ) 県立高校の魅力発信について

イ 特色入試について

ウ スマホ使用時間規制条例への受け止めは

(ア) 県教委及び各市町村の受け止めについて

(イ) スマホ利用による影響への対策等について

● 松本 雄土 委員 6件

ア 不登校対策について

(ア) これまでの取組と成果指標の達成度について

(イ) 不登校児童生徒の学びの状況について

(ウ) 多様な学びの整備と学びの多様化学校について

(エ) スクールソーシャルワーカーの処遇改善について

イ 特別支援学校への通学支援について

(ア) 通学バスの運行について

(イ) 登校受入れ時間の緩和について

● 高田 一郎 委員 6件

ア 学校給食の無償化について

(ア) 国の動向及び新年度への影響について

(イ) 質の確保、公平性及び学校給食法の改正等について

(ウ) アレルギー児童及び不登校への対応及び未実施校、デリバリ
ー給食の状況について

イ 不登校対策について

(ア) 不登校への支援の基本を心の傷への理解と休息に据えること
について

(イ) 保護者への支援等について

(ウ) フリースクールに係る全国の支援状況について

● 田中 辰也 委員 2件

ア 地域を担う人材育成について

イ 連携型中高一貫教育校の入学保障について

※ 議員毎又は委員毎の件数は項目数であり、同一項目の関連質問は含んでいないため、件数と答弁実績数は一致していないこと。

議案第 20 号

岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命に関し議決を求めるについて

次のとおり岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命をすることについて、議決を求める。

任命（令和 7 年 12 月 20 日付）

職名等	氏名	職名等	氏名
釜石市長	小野共	一般社団法人岩手県私学協会理事	浅沼千明
矢巾町長	高橋昌造	岩手大学教育学部准教授	深作拓郎
滝沢市教育委員会教育長	太田厚子	富士大学経済学部教授	佐々木修一
岩手町教育委員会教育長	佐藤卓	NPO法人みやっこベース理事長	早川輝
一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	山口真樹	岩手県立大学社会福祉学部講師	山本操里
岩手県高等学校PTA連合会理事	鈴木由美子	岩手大学教育学部准教授	滝吉美知香
岩手県社会教育連絡協議会副会長	菊池まゆみ	株式会社北三陸ファクトリー 副社長兼代表取締役COO	眞下美紀子
公益財団法人岩手県スポーツ協会理事	内城寛子	岩手県育英奨学会副会長	高橋廣至
奥州市芸術文化協会副会長	鈴木美喜子	株式会社アイカムス・ラボ代表取締役会長	片野圭二

令和 7 年 11 月 17 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤一男

理由

岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県教育振興基本対策審議会委員 新旧対照表（案）

委員任期：令和7年12月20日～令和9年12月19日

No.	選出区分	推薦団体	現委員							新委員（案）						
			職名等	氏名	年齢	性別	市町村	年数	職名等	氏名	年齢	性別	市町村	年数		
1	(1) 市町村長	岩手県市長会	釜石市長	小野 共	56	男	釜石市	2	釜石市長	小野 共	56	男	釜石市	再任(2)		
2		岩手県町村会	矢巾町長	高橋 昌造	80	男	矢巾町	7	矢巾町長	高橋 昌造	80	男	矢巾町	再任(7)		
3	(2) 市町村教育委員会教育長	岩手県市町村教育委員会協議会	八幡平市教育委員会教育長	星 俊也	70	男	盛岡市	4	滝沢市教育委員会教育長	太田 厚子	64	女	盛岡市	新任		
4			零石町教育委員会教育長	佐藤 嘉彦	70	男	盛岡市	5	岩手町教育委員会教育長	佐藤 順	65	男	岩手町	新任		
5	(3) 教育関係団体の役職員	一般社団法人岩手県PTA連合会	一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	山口 真樹	52	女	盛岡市	5	一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	山口 真樹	52	女	盛岡市	再任(5)		
6		岩手県高等学校PTA連合会	岩手県高等学校PTA連合会副会長兼母親委員会委員長	中村 美香	54	女	盛岡市	2	岩手県高等学校PTA連合会理事	鈴木 由美子	43	女	盛岡市	新任		
7		岩手県社会教育連絡協議会	岩手県社会教育連絡協議会副会長	菊池 まゆみ	59	女	盛岡市	1	岩手県社会教育連絡協議会副会長	菊池 まゆみ	59	女	盛岡市	再任(1)		
8		公益財団法人岩手県スポーツ協会	公益財団法人岩手県スポーツ協会理事	鈴木 美智代	50	女	奥州市	4	公益財団法人岩手県スポーツ協会理事	内城 寛子	48	女	紫波町	新任		
9		一般社団法人岩手県芸術文化協会	奥州市芸術文化協会副会長	鈴木 美喜子	66	女	奥州市	3	奥州市芸術文化協会副会長	鈴木 美喜子	66	女	奥州市	再任(3)		
10		一般社団法人岩手県私学協会	一般社団法人岩手県私学協会理事	浅沼 千明	59	女	盛岡市	4	一般社団法人岩手県私学協会理事	浅沼 千明	59	女	盛岡市	再任(4)		
11	(4) 学識経験者		岩手大学教育学部教授	田代 高章	64	男	盛岡市	8	岩手大学教育学部准教授	深作 拓郎	51	男	盛岡市	新任		
12			富士大学経済学部教授	佐々木 修一	72	男	花巻市	8	富士大学経済学部教授	佐々木 修一	72	男	花巻市	再任(8)		
13			宮古市立山口小学校地域学校協働本部地域学校協働活動推進員	佐々木 良恵	62	女	宮古市	8	NPO法人みやっこベース理事長	早川 輝	38	男	宮古市	新任		
14			岩手県立大学社会福祉学部講師	山本 操里	47	女	盛岡市	1	岩手県立大学社会福祉学部講師	山本 操里	47	女	盛岡市	再任(1)		
15			岩手大学教育学部准教授	滝吉 美知香	43	女	盛岡市	6	岩手大学教育学部准教授	滝吉 美知香	43	女	盛岡市	再任(6)		
16			泉金酒造株式会社常務取締役	八重樫 由吏	64	女	岩泉町	8	株式会社北三陸ファクトリー副社長兼代表取締役COO	眞下 美紀子	42	女	洋野町	新任		
17			いちのへサンビレッヂクラブ代表	西館 敦	46	男	一戸町	8	岩手県育英奨学会副会長	高橋 廣至	72	男	盛岡市	新任		
18			株式会社長島製作所代表取締役社長	新宮 由紀子	52	女	一関市	8	株式会社アイカムス・ラボ代表取締役会長	片野 圭二	64	男	八幡平市	新任		

(参考) 「審議会等の設置・運営に関する指針」への対応状況

チェック項目	前回改選時 (R5.12.20 時点)	改選後 (R7.12.20 時点)
男女委員登用率【40%未満にならないこと】	男 44.4% (8) : 女 55.6% (10)	男 44.4% (8) : 女 55.6% (10)
若手委員 (50歳未満) 【25%以上】	22.2% (4/18) (※参考 平均年齢 56.8 歳)	33.3% (6/18) (※参考 平均年齢 56.7 歳)
在任期間8年超	なし	1人

参考資料（根拠法令）

◇岩手県附属機関条例（令和5年条例第4号）

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関（法律又は他の条例の規定に基づき設置されるものを除く。）の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び所掌)

第2条 別表第1から別表第10までの所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため、執行機関の附属機関として、これらの表の名称の欄に掲げる機関を置く。

2 執行機関は、別表第11の所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため必要があるときは、同表の名称の欄に掲げる附属機関を置くことができる。

3 前2項に定めるもののほか、執行機関は、災害、事故その他の事案が生じた場合において、当該事案に係る調停、審査、審議又は調査等を行わせるため臨時又は緊急の必要があるときは、附属機関を置くことができる。ただし、当該附属機関の設置が1年を超えるときは、この限りでない。

4 執行機関は、前項の規定に基づき附属機関を置いたときは、その名称、所掌事項その他必要な事項を告示しなければならない。

(組織)

第3条 別表第1から別表第11までの名称の欄に掲げる附属機関（以下「審議会等」という。）は、これらの表の委員の人数の欄に掲げる人数以内の委員をもって組織し、委員は、これらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、執行機関が任命する。

2 審議会等の委員の任期は、別表第1から別表第11までの任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等及び副会長等)

第4条 審議会等に、会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選とする。

2 審議会等のうち次に掲げるものに、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置き、委員の互選とする。

(1) 岩手県総合計画審議会

(2) 岩手県東日本大震災津波復興委員会

(3) 岩手県商工観光審議会

(4) 岩手県農政審議会

(5) 岩手県水産審議会

(6) 岩手県教育振興基本対策審議会

- 3 会長等は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 副会長等を置かない審議会等において、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 (省略)

(会議)

第6条 審議会等は、執行機関が招集する。ただし、平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会及び岩手县政府調達苦情検討委員会は、会長等が招集する。

- 2 審議会等は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、岩手県財産評価審議会、岩手県特別職報酬等審議会及び県勢功労者顕彰選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 (省略)

(意見の聴取等)

第8条 審議会等は、必要に応じて学識経験のある者その他議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(補則)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、会長等が審議会等に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(岩手県教育振興基本対策審議会条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 岩手県教育振興基本対策審議会条例（昭和38年岩手県条例第44号）
 - (2) 岩手県財産評価審議会条例（昭和39年岩手県条例第20号）

- (3) 岩手県特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年岩手県条例第 63 号）
 - (4) 岩手県農政審議会条例（昭和 47 年岩手県条例第 9 号）
 - (5) 岩手県水産審議会条例（昭和 48 年岩手県条例第 46 号）
 - (6) 岩手県商工観光審議会条例（昭和 49 年岩手県条例第 6 号）
 - (7) 岩手県総合計画審議会条例（昭和 54 年岩手県条例第 29 号）
 - (8) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例（平成 15 年岩手県条例第 36 号）
- （経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定により置かれている附属機関（次項において「旧附属機関」という。）は、第 2 条第 1 項の規定により置かれる相当の附属機関（次項において「新附属機関」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧附属機関の委員である者は、この条例の施行の日に、第 3 条第 1 項の規定により、新附属機関の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧附属機関の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（中小企業振興条例の一部改正）

5 （省略）

別表第 1～9（第 2 条、第 3 条関係）（省略）

別表第 10（第 2 条、第 3 条関係）

教育関係附属機関

名称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任期
1 岩手県教育振興基本対策審議会	教育委員会の諮問に応じ、教育振興基本対策に関し必要な事項について調査審議すること。	18 人	(1) 市町村長 (2) 市町村教育委員会教育長 (3) 教育関係団体の役職員 (4) 学識経験者 (5) 関係行政機関の職員	2 年

2 岩手県教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じ教育上特別な支援を必要とする児童、生徒等（以下この項において「児童生徒等」という。）の就学及び当該児童生徒等に対する支援の内容等に関する事項について調査審議し、並びに当該事項について教育委員会に意見を述べること。	20人	(1) 医師 (2) 学識経験者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 児童生徒等の親権者又は未成年後見人を代表する者	2年	
3 岩手県美術品収集評価委員会	教育委員会の諮問に応じ、美術品取得基金条例（平成3年岩手県条例第36号）に規定する美術品取得基金により取得する美術品及び寄贈により取得する美術品の鑑定評価に関する事項について調査審議すること。	10人	学識経験者	2年	

別表第11（第2条、第3条関係）（省略）

議案第 21 号

岩手県いじめ問題対策委員会委員の任命に関し議決を求めるについて

次のとおり岩手県いじめ問題対策委員会委員の任命をすることについて、議決を求める。

任命（令和 8 年 1 月 12 日付）

職名等	氏名
岩手県立大学 総合政策学部 教授	窪 幸治
岩手大学 教育学部 准教授	菊地 洋
岩手弁護士会 高橋法律事務所 弁護士	天間 正継
岩手弁護士会 セントラル法律事務所 弁護士	沼 徳之
岩手県医師会 岩手医科大学 医学部神経精神科学講座 教授	八木 淳子
岩手県医師会 県立一戸病院 病院長	佐々木 由佳
岩手県臨床心理士会 スクールカウンセラー	上野 久仁子
岩手県臨床心理士会 岩手医科大学 医学部内科学講座 助教	赤坂 博
岩手県社会福祉士会 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 相談員	川崎 舞美
岩手県社会福祉士会 副会長	佐藤 雅子

令和 7 年 11 月 17 日 提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 一男

理由

岩手県いじめ問題対策委員会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県いじめ問題対策委員会委員 新旧対照表

岩手県教育委員会事務局学校教育室 生徒指導担当

No.	選出区分	推薦団体	現委員 (R6.1.12～R8.1.11)							No.	新委員 (R8.1.12～R10.1.11) 【案】							兼任
			職名等	氏名	年齢	性別	任期	居住地	職名等		氏名	年齢	性別	任期	居住地			
1	学識経験者 (法学)	岩手県立大学	岩手県立大学 総合政策学部 教授	猪 勝治	50	男	2期	盛岡市	1	岩手県立大学 総合政策学部 教授	猪 勝治	52	男	3期	盛岡市	有		
2	学識経験者 (教育・心理)	岩手大学	岩手大学 教育学部 准教授	菊地 洋	51	男	4期	盛岡市	2	岩手大学 教育学部 准教授	菊地 洋	53	男	5期	盛岡市	無		
3	法律	岩手弁護士会	岩手弁護士会 山中法律事務所 弁護士	山中 俊介	48	男	5期	盛岡市	3	岩手弁護士会 セントラル法律事務所 弁護士	沼 徳之	38	男	新規	盛岡市	無		
4			岩手弁護士会 高橋教育事務所 弁護士	天間 正継	36	男	1期	盛岡市	4	岩手弁護士会 高橋法律事務所 弁護士	天間 正継	38	男	2期	盛岡市	有		
5	医療	岩手県医師会	岩手県医師会 岩手医科大学医学部 教授	八木 淳子	55	女	2期	盛岡市	5	岩手県医師会 岩手医科大学 医学部神経精神科学講座 教授	八木 淳子	57	女	3期	盛岡市	有		
6			岩手県医師会 県立一戸病院 病院長	佐々木由佳	59	女	1期	盛岡市	6	岩手県医師会 県立一戸病院 病院長	佐々木由佳	61	女	2期	盛岡市	無		
7	心理	岩手県臨床心理士会	岩手県臨床心理士会 臨床心理士	高橋 昇	66	男	5期	奥州市	7	岩手県臨床心理士会 岩手医科大学 医学部内科学講座 助教	赤坂 博	45	男	新規	紫波町	無		
8			岩手県臨床心理士会 スクールカウンセラー	上野久仁子	43	女	3期	山田町	8	岩手県臨床心理士会 スクールカウンセラー	上野久仁子	45	女	4期	山田町	無		
9	福祉	岩手県社会福祉士会	岩手県社会福祉士会 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 地域福祉活動コーディネーター	川崎 舞美	43	女	3期	盛岡市	9	岩手県社会福祉士会 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 相談員	川崎 舞美	45	女	4期	盛岡市	無		
10			岩手県社会福祉士会 副会長	佐藤 雅子	53	女	1期	盛岡市	10	岩手県社会福祉士会 副会長	佐藤 雅子	55	女	2期	盛岡市	無		

審議会等の設置・運営に関する指針への対応状況

- ◎ 委員数【10名以内】 10人
- ◎ 男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならないこと 男50% 女50%
- ◎ 若手委員（50歳未満）登用率【25%以上目標】 40%
- ◎ 委員の平均年齢（R6.1.12現在） 50.3歳
- ◎ 在任期間8年超 2名

審議会等の設置・運営に関する指針への対応状況

- ◎ 委員数【10名以内】 10人（予定）
- ◎ 男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならないこと 男50% 女50%
- ◎ 若手委員（50歳未満）登用率【25%以上目標】 50%
- ◎ 委員の平均年齢（R8.1.12現在） 48.9歳
- ◎ 在任期間8年超 1名

岩手県いじめ問題対策委員会条例をここに公布する。

平成27年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第72号

岩手県いじめ問題対策委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、岩手県いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第12条の規定により定められた岩手県いじめ防止等のための基本的な方針に基づくいじめの防止等のための対策について調査審議すること。
- (2) 法第24条の規定による調査を行うこと。
- (3) 法第28条第1項の規定による調査を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある専門委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができます。

4 第4条及び前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要に応じて議事に關係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第22号

岩手県立博物館協議会委員の任命に関し議決を求めるについて

次のとおり岩手県立博物館協議会委員の任命をすることについて、議決を求める。

任命（令和7年12月23日付）

職名等	氏名
田老和心会特別養護老人ホームふれあい荘施設長	松本 勝徳

令和7年11月17日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤一男

理由

岩手県立博物館協議会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県立博物館協議会委員（案）

委員任期：令和7年6月23日～令和9年6月22日
公募委員：令和7年12月23日～令和9年12月22日

No.	分野	推薦団体	現委員 ※年齢は令和7年12月23日現在						新委員（案）		※年齢は令和7年12月23日現在					
			職名等（就任時）	氏名	年齢	性別	居住地	年数	職名等	氏名	年齢	性別	居住地	年数		
1	学校教育関係者	岩手県小学校長会	盛岡市立北厨川小学校校長	山本 一 ^{やまもと} 行 ^{かずゆき}	59	男	盛岡市	1	(今回変更なし)							
2		岩手県中学校長会	盛岡市立下橋中学校校長	熊谷 治久 ^{くまがい はるひさ}	58	男	盛岡市	1	(今回変更なし)							
3		岩手県高等学校長協会	県立盛岡第四高等学校長	川崎 広幸 ^{かわさき ひろゆき}	60	男	盛岡市	2	(今回変更なし)							
4	社会教育・家庭教育関係者	岩手県青年団体協議会	葛巻町青年連合協議会会員	桂川 いずみ ^{かつらがわ いずみ}	35	女	葛巻町	3	(今回変更なし)							
5		特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会副会長	特定非営利活動法人 岩手県地域婦人団体協議会副会長	佐藤 洋子 ^{さとう ようこ}	77	女	花巻市	1	(今回変更なし)							
6		一般社団法人岩手県P T A連合会	一般社団法人岩手県P T A連合会副会長	福田 育英 ^{ふくだ いくひで}	48	男	盛岡市	2	(今回変更なし)							
7	団体推薦等	岩手県博物館等連絡協議会	奥州市牛の博物館 主任学芸員	森本 陽 ^{もりもと よう}	42	女	奥州市	1	(今回変更なし)							
8		岩手県市町村教育委員会協議会	滝沢市教育委員会教育長	太田 厚子 ^{おおた あつこ}	65	女	滝沢市	3	(今回変更なし)							
9		株式会社岩手日報社	株式会社岩手日報社 編集局報道センター センター長 論説委員会委員	細田 清 ^{ほそだ きよし}	59	男	盛岡市	3	(今回変更なし)							
10	学識経験者	個人	岩手県立大学 准教授	鈴木 正貴 ^{すずき まさき}	51	男	盛岡市	1	(今回変更なし)							
11			元花巻市博物館文化財専門官	酒井 宗孝 ^{さかい むねたか}	67	男	花巻市	1	(今回変更なし)							
12			啄木研究家（元石川啄木記念館学芸員）	山本 玲子 ^{やまもと れいこ}	68	女	八幡平市	7	(今回変更なし)							
13			盛岡ふるさとガイドの会副会長兼事務局長	石川 京子 ^{いしかわ きょうこ}	78	女	盛岡市	5	(今回変更なし)							
14			元博物館友の会会員	佐藤 祐子 ^{さとう ゆうこ}	73	女	盛岡市	1	(今回変更なし)							
15			公募	田老和心会特別養護老人ホームふれあい荘施設長	松本 勝徳 ^{まつもと かつのり}	64	男	宮古市	1	田老和心会特別養護老人ホームふれあい荘施設長	松本 勝徳 ^{まつもと かつのり}	64	男	宮古市	3	

任命前 (任命後) R7.12.23現在

委員数	15人以内	15人	15人
委員の男女比率（男性・女性）	男女いずれも40%以上目標	53.3% : 46.7%	53.3% : 46.7%
若手委員（50歳未満）の登用率	25%以上目標	20.0%	20.0%
委員の平均年齢		60.2歳	60.2歳
在任期間 8年超	原則 8年間程度	なし	なし

根拠法令等（抜粋）

◇博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）

(博物館協議会)

第 23 条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

- 2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

◇博物館条例（昭和 55 年 7 月 15 日条例第 41 号）

(博物館協議会)

第 10 条 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、博物館に岩手県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員 15 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者たちから任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

◇岩手県立博物館管理運営規則（昭和 55 年 9 月 26 日教育委員会規則第 9 号）

(協議会の所掌)

第 7 条 条例第 10 条の規定による岩手県立博物館協議会（以下「協議会」という。）は、博物館長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し、調査審議するとともに、博物館長に対して意見を述べることができる。

- (1) 資料の収集、保管、展示等に関すること。
- (2) 資料の調査研究、利用等に関すること。
- (3) その他博物館の運営に関すること。

(会長)

第 8 条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 9 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。